

令和5年度

愛知県刈谷市各会計予算書

議案第20号

令和5年度刈谷市一般会計予算

令和5年度刈谷市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月16日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		36,704,840
	1 市民税	15,255,138
	2 固定資産税	16,912,897
	3 軽自動車税	342,089
	4 市たばこ税	1,112,526
	5 都市計画税	3,082,190
2 地方譲与税		426,116
	1 地方揮発油譲与税	110,000
	2 自動車重量譲与税	300,000
	3 森林環境譲与税	16,116
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		180,000
	1 配当割交付金	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金		130,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	130,000
6 法人事業税交付金		590,000
	1 法人事業税交付金	590,000
7 地方消費税交付金		4,110,000
	1 地方消費税交付金	4,110,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		90,000
	1 環境性能割交付金	90,000
10 地方特例交付金		200,572
	1 地方特例交付金	178,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	22,572
11 地方交付税		1
	1 地方交付税	1
12 交通安全対策特別交付金		25,000
	1 交通安全対策特別交付金	25,000
13 分担金及び負担金		181,344
	1 負担金	181,344
14 使用料及び手数料		1,365,844
	1 使用料	1,281,688
	2 手数料	84,156
15 国庫支出金		7,170,988
	1 国庫負担金	5,821,976
	2 国庫補助金	1,314,904
	3 委託金	34,108
16 県支出金		4,070,716
	1 県負担金	2,108,357
	2 県補助金	1,637,164
	3 委託金	321,846

(単位：千円)

款	項	金額
	4 県交付金	3,349
17 財産収入		117,802
	1 財産運用収入	116,403
	2 財産売却収入	1,399
18 寄附金		37,702
	1 寄附金	37,702
19 繰入金		2,413,292
	1 繰入金	2,413,292
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		2,415,282
	1 延滞金、加算金及び過料	11,000
	2 市預金利子	4,013
	3 貸付金元利収入	498,660
	4 雑入	1,901,609
22 市債		2,120,500
	1 市債	2,120,500
歳 入	合 計	63,360,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		404,427
	1 議会費	404,427
2 総務費		6,048,273
	1 総務管理費	4,686,806
	2 徴税費	680,136
	3 戸籍住民基本台帳費	423,079
	4 選挙費	188,777
	5 統計調査費	9,064
	6 監査委員費	60,411
3 民生費		25,546,403
	1 社会福祉費	11,870,735
	2 児童福祉費	12,213,166
	3 生活保護費	1,449,002
	4 災害救助費	13,500
4 衛生費		5,623,944
	1 保健衛生費	2,983,924
	2 清掃費	2,640,020
5 労働費		113,672
	1 労働諸費	113,672
6 農林水産業費		825,466
	1 農業費	825,466
7 商工費		1,892,885

(単位：千円)

款	項	金額
	1 商工費	1,892,885
8 土木費		9,450,187
	1 土木管理費	203,675
	2 道路橋りょう費	2,725,483
	3 河川費	423,488
	4 都市計画費	3,738,012
	5 下水道費	1,956,503
	6 住宅費	403,026
9 消防費		1,763,708
	1 消防費	1,763,708
10 教育費		10,257,780
	1 教育総務費	801,507
	2 小学校費	2,023,281
	3 中学校費	1,962,333
	4 特別支援学校費	88,580
	5 社会教育費	2,540,772
	6 保健体育費	2,841,307
11 災害復旧費		43,000
	1 民生施設災害復旧費	2,000
	2 農林水産業施設災害復旧費	5,000
	3 公共土木施設災害復旧費	36,000
12 公債費		1,360,254

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公債費	1,360,254
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		63,360,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	すぎな作業所等整備事業	834,000	5	250,200
				6	583,800
10 教育費	2 小学校費	住吉小学校擁壁改修事業	205,000	5	83,000
				6	122,000
10 教育費	6 保健体育費	(仮称)逢妻川河川敷運動広場整備事業	330,000	5	120,000
				6	210,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
特別企画展開催事業	令和6年度	4,500
独立開業資金及び 事業転換資金預託金	令和6年度	融資額の3分の1以内
商工業者事業資金預託金	令和6年度	融資額の3分の1以内

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すぎな作業所等整備事業	181,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
東刈谷保育園大規模改造事業	295,500			
市道01-40号線他道路新設改良事業	300,200			
富士松東小学校大規模改造事業	251,900			
富士松南小学校体育館改築事業	225,000			
住吉小学校擁壁改修事業	56,900			
雁が音中学校大規模改造事業	256,800			
体育館・武道場空調設備等整備事業	552,900			
計	2,120,500			

議案第 21 号

令和 5 年度刈谷市刈谷小垣江駅東部土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度刈谷市の刈谷小垣江駅東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 843,518 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 16 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		25,042
	1 保留地処分金	19,393
	2 清算徴収金	5,649
2 繰越金		818,466
	1 繰越金	818,466
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入 合 計		843,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 刈谷小垣江駅東部土地区画 整理費		843,518
	1 土地区画整理費	843,518
歳 出 合 計		843,518

議案第 22 号

令和 5 年度刈谷市刈谷野田北部土地区画整理事業特別会計予算

令和 5 年度刈谷市の刈谷野田北部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,963 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 16 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		49,649
	1 保留地処分金	49,649
2 繰越金		72,304
	1 繰越金	72,304
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入 合 計		121,963

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 刈谷野田北部土地区画整理費		121,963
	1 土地区画整理費	121,963
歳 出 合 計		121,963

議案第 23 号

令和 5 年度刈谷市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度刈谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,585,628 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一
款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 16 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,341,303
	1 国民健康保険税	2,341,303
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		7,696,940
	1 県補助金	7,696,939
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
6 繰入金		1,210,851
	1 他会計繰入金	940,322
	2 基金繰入金	270,529
7 繰越金		305,525
	1 繰越金	305,525
8 諸収入		31,003
	1 延滞金、加算金及び過料	20,300
	2 市預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	10,701

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	11,585,628

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		124,245
	1 総務管理費	118,085
	2 徴税費	5,746
	3 運営協議会費	340
	4 趣旨普及費	74
2 保険給付費		7,558,221
	1 療養諸費	6,656,700
	2 高額療養費	843,300
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	47,021
	5 葬祭諸費	10,000
	6 傷病手当諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		3,719,837
	1 医療給付費分	2,516,605
	2 後期高齢者支援金等分	907,726
	3 介護納付金分	295,506
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		171,987
	1 保健事業費	10,365
	2 特定健康診査等事業費	161,622
6 基金積立金		1

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金積立金	1
7 諸支出金		10,336
	1 償還金及び還付加算金	10,336
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳	出	合
		計
		11,585,628

議案第24号

令和5年度刈谷市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度刈谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月16日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,947,699
	1 後期高齢者医療保険料	1,947,699
2 繰入金		250,104
	1 一般会計繰入金	250,104
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2,960
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	2,860
歳入合計		2,200,764

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		6,796
	1 徴収費	6,796
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,191,107
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,191,107
3 諸支出金		2,861
	1 償還金及び還付加算金	2,860
	2 繰出金	1
歳出合計		2,200,764

議案第 25 号

令和 5 年度刈谷市介護保険特別会計予算

令和 5 年度刈谷市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 751, 667 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一
款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 16 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,126,553
	1 介護保険料	2,126,553
2 国庫支出金		1,780,322
	1 国庫負担金	1,588,207
	2 国庫補助金	192,115
3 支払基金交付金		2,453,482
	1 支払基金交付金	2,453,482
4 県支出金		1,354,494
	1 県負担金	1,268,857
	2 県補助金	85,636
	3 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		732
	1 財産運用収入	732
6 繰入金		2,027,530
	1 一般会計繰入金	1,666,840
	2 基金繰入金	360,690
7 繰越金		2
	1 繰越金	2
8 諸収入		8,552
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	8,548

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	9,751,667

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		291,691
	1 総務管理費	172,413
	2 徴収費	11,773
	3 介護認定審査会費	102,810
	4 趣旨普及費	809
	5 計画懇話会費	3,886
2 保険給付費		8,790,976
	1 介護サービス等諸費	8,096,609
	2 介護予防サービス等諸費	288,952
	3 その他諸費	5,040
	4 高額介護サービス等費	215,114
	5 高額医療合算介護サービス等費	41,836
	6 特定入所者介護サービス等費	143,425
3 地域支援事業費		664,616
	1 介護予防事業費	313,632
	2 一般介護予防事業費	59,652
	3 包括的支援事業・任意事業費	290,705
	4 その他諸費	627
4 基金積立金		732
	1 基金積立金	732
5 諸支出金		3,652
	1 償還金及び還付加算金	3,651

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰出金	1
歳	出	合
		計
		9,751,667

議案第26号

令和5年度刈谷市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度刈谷市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	69,863 戸
(2) 年間総配水量	18,142,000 m ³
(3) 1日平均配水量	49,600 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水設備増補改良費	1,144,782 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	2,883,526 千円	
第1項 営業収益	2,261,355 千円	
第2項 営業外収益	622,161 千円	
第3項 特別利益	10 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	3,179,726 千円	
第1項 営業費用	3,133,094 千円	
第2項 営業外費用	45,612 千円	
第3項 特別損失	20 千円	
第4項 予備費	1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額762,067千円は、建設改良積立金300,000千円及び過年度分損益勘定留保資金462,067千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	522,931 千円
第1項 企業債	400,000 千円
第2項 負担金	114,171 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補助金	8,750 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,284,998 千円
第1項 建設改良費	1,207,929 千円
第2項 企業債償還金	77,069 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 水道事業用費	1 営業費用	水源浄水場2号配水ポンプ盤他補修事業	42,097	5	40,099
				6	1,998
1 水道事業用費	1 営業費用	南部配水場施設耐震化事業	248,360	5	206,967
				6	41,393
1 資本的支出	1 建設改良費	一ツ木配水場施設耐震化事業	670,844	5	376,211
				6	294,633

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設更新事業	400,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合

			直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
--	--	--	---------------------------	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 200,955 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、351,550千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、39,286千円と定める。

令和5年2月16日提出

刈谷市長 稲垣 武

議案第27号

令和5年度刈谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度刈谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	131,304 人
(2) 年間総処理水量	20,176,000 m ³
(3) 1日平均処理水量	55,200 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠施設費	628,922 千円
雨水施設費	548,202 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,613,346 千円
第1項 営業収益		1,850,633 千円
第2項 営業外収益		1,762,703 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,613,305 千円
第1項 営業費用		3,338,598 千円
第2項 営業外費用		273,697 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,744千円は、当年度分損益勘定留保資金809,744千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,842,198 千円
第1項 企 業 債	529,200 千円
第2項 出 資 金	1,021,876 千円
第3項 負 担 金	9,622 千円
第4項 補 助 金	281,500 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,651,942 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,247,046 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,404,896 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	529,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に

流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 165,485 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、395,199千円である。

令和5年2月16日提出

刈谷市長 稲垣 武

